

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口 知明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	田沢地区 (鎧畑、坂下、打野、下田沢、銅屋、先達)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月 2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の平均年齢は70.3歳でかなり高齢化が進んでいて、後継者がいない農家がほとんどである。
- ・水稻、そばの作付けが盛んであり、地区内の半数以上の農地で栽培されている。
- ・荒廃農地の面積はごく僅かだが今後、農家の高齢化が更に進み、耕作者不在となれば荒廃農地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在作付けが盛んな水稻とそばの作付けを継続。虫食い状態の圃場を団地化することで、生産コスト低減を図る。地域の伝統野菜である田沢長芋については現状の作付規模を維持し、安定生産を図る。
- ・担い手の高齢化が進んでいるため、将来は既存の集落営農と他地区の農業法人への農地集積を進めることが基本だが、非担い手の農地も確保し、地域内全農家で農地保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	209.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地は全て農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手や、他地区からの参入者に農地集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を基本とし、農地集積、集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在、基盤整備の希望は出ていないが、今後、法人化等も含めて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
土地利用型作物の栽培が盛んな地域であるが、高収益作物の栽培を希望する参入者等を積極的に受け入れ、地域の担い手を確保す。既存の集落営農組織とは別に新たな法人設立も検討し、地域の離農者の働く場を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作物毎の団地化が実現した場合は、病虫害防除等の作業を市内の業者等に依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①高収益作物の作付け地については、防獣ネット設置等の対策を行い、安定的出荷を目指す。
猪や熊が頻繁に目撃される地域であることから、市担当課と地元猟友会と連携し、作物被害低減を図る。

⑦農地や農道、用排水路等の共同施設の保全管理は、計画的に地域全体で行う。

⑧農作業の集約化を行い、ライスセンターの稼働率を上げる。